

令和 5 年度(2023 年度) 第3回熊本市障害者施策推進協議会議事録

○ 日 時

令和 6 年 (2024 年) 2 月 29 日 (木) 14 時～16 時

○ 場 所

熊本市総合保健福祉センター (ウェルパルクまもと) 3 階すこやかホール

○ 出席委員 (順不同)

相藤委員 (会長)、山野委員 (副会長)、松村委員、多門委員、堅島委員、宮田委員、作田委員、古城委員、植田委員、村上委員、山田委員、玉垣委員、古閑委員、高田委員

○ 欠席委員

福富委員、水田委員、高三瀨委員、竹内委員、木下委員、小山委員

○ 次第

- 1 開会
- 2 議事

(1) 熊本市障がい者生活プラン (最終案) について

(2) 第 7 期熊本市障がい福祉計画・第 3 期熊本市障がい児福祉計画 (最終案) について

- 3 閉会

○ 配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 熊本市障害者施策推進協議会条例
- ・ 質問・意見への回答
- ・ 当事者アンケート調査結果(簡易版)
- ・ 資料 1 熊本市障がい者生活プラン(最終案)
- ・ 資料 2 第 7 期熊本市障がい福祉計画・第 3 期熊本市障がい児福祉計画(最終案)
- ・ 資料 3 熊本市障がい者生活プラン(最終案)の概要
- ・ 資料 4 第 7 期熊本市障がい福祉計画・第 3 期熊本市障がい児福祉計画(最終案)
- ・ 資料 5 熊本市障がい者生活プランの新旧対照表
- ・ 資料 6 第 7 期熊本市障がい福祉計画・第 3 期熊本市障がい児福祉計画の新旧対照表

- ・資料7 パブリックコメントの結果について
- ・資料8 関係団体からの意見に対する回答

議事

進行	1 開会
相藤会長	2 議事 (1) 熊本市障がい者生活プラン（最終案）について それでは議事に入ります。議事の1 熊本市障がい者生活プラン（最終案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3の概要版をご覧ください。前回11月の協議会からの変更点を中心に説明します。 まず1ページの計画期間について、前回の会議では、令和6年度から11年度までの6年間としておりましたが、上位計画である熊本市第8次総合計画との整合性をとるために、令和9年度までの4年間に変更しました。 続いて2ページの基本目標についても、計画期間が6年から4年に変更したことに伴い、成果目標の数値を変更しております。また、前回は当事者アンケートの結果を反映できておりませんでしたので、今回は当事者アンケートの結果に基づいて目標値を設定した箇所について説明します。 まず2ページの基本目標の1「障がいへの理解啓発と権利擁護」における「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験」について、令和5年度の基準値を34.8%としております。令和9年度の目標値については、34.8%のうち「どちらかといえばそう思う」と回答した14.3%の方を、そういう経験がないという方向に変えていくことを目指し、基準値の34.8%から14.3%を除いた20%を目標値として定めております。 続きまして基本目標の2「質の高い地域生活の実現」における「障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援や相談体制が整っていると思う割合」について、令和5年度の基準値を38.4%としております。令和9年度の目標値については、「どちらかといえばそう思わない」と回答した14.3%の方を「そう思う」に変えていくことを目指し、基準値の38.4%に14.3%を加えた52%を目標値として定めております。 続いて資料の3ページの基本目標の4「安心安全な生活環境の整備」における「熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合」について、令和5年度の基準値を34.1%としております。先ほどと同様に令和9年度の目標値については、「どちらかといえばそう思わない」と回答した21.5%の方を「そう思う」に変えていくことを目指し、基準値の34.1%に21.5%を加えた55%を目標値として定めております。

	資料の４ページからは、分野別施策としての具体的な取組の一覧です。こちらの内容については、パブリックコメントや関係団体から頂いたご意見をもとに文言の見直しなどを行っております。詳細は、資料５の新旧対照表に記載しています。 最後に、資料７と資料の８については、熊本障がい者生活プランと第７期熊本市障がい福祉計画・第３期熊本市障がい児福祉計画を合わせて、パブリックコメントが５６件、関係団体からのご意見が１６件となっております。 反映させていただいたご意見以外のものについても貴重なご意見と考えておりますので、今後事業を進めていくうえでぜひ参考にさせていただきたいと考えております。 ここからは、委員の皆様から事前に頂いたご意見・ご質問について、資料「質問・意見への回答」に沿って回答してまいります。※「質問・意見への回答」参照
相藤会長	ただいまの説明に関して、ご質問はありませんか。
堅島委員	当法人でも相談支援事業をしていますが、どうしても赤字にしかありません。職員は一生懸命働いているのに、なぜ赤字になるのだろうか疑問に思っています。施設運営が圧迫されているので、どうにかならないものかと思い質問を挙げさせていただきました。また、要支援者名簿については、１回提出したきり連絡がありません。情報の更新はどうなっているのでしょうか。保護者からも、どうにかこの制度を充実してほしいという意見が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。
事務局	相談支援事業所で働く方々の処遇改善については、令和３年度の報酬改定の際に全体的に約０.５ポイントの報酬アップとなりました。また、令和６年度の報酬改定においては、約１.１２％の報酬アップが予定されており、処遇改善加算等を踏まえると合計で約１.５ポイントの報酬アップとなる見込みです。相談支援事業所の方々には、報酬に加えて加算をしっかりとっていただきたいと考えておりますので、加算の内容等についてご不明な点があれば、随时お問い合わせいただきたいと思いますと考えております。 また、要支援者名簿については、現在、異なる制度に基づいた２つの名簿がある状況です。今後、担当課において、これらの名簿を１本化し実効性を高めるための改定作業を行っているところです。堅島委員のご意見については、担当課と情報共有させていただきたいと思います。
相藤会長	他に何かございませんか。
山野委員	職員の処遇についてですが、皆さんご存知のとおり、現在、ある企業が熊本に進出して様々な職種で求人をかけています。ある精神障がいの施設の作業療法士の方がおっしゃるには、医療職が次々に退職して、当該企業の事務

	職に移っているとのこと。そのほうが、処遇が良いからだとおっしゃっておりました。あくまでも1つの施設から伺った話ですが、他の施設でも同じようなことが起こっているのではないかと思い、人材の流出を懸念しているところです。このことについて、熊本市として把握していることや、検討していることがあれば教えていただきたいと思います。
事務局	おっしゃるとおり、人材の流出については懸念しているところではあります。しかし、本市単独で検討している対応というものは、申し訳ありませんが現時点ではございません。今後、国・県の動向等を確認しながら、必要な対応をとっていきたいと考えております。
山野委員	人手不足は長期的な問題だと思います。我々も医療職を養成する立場として、卒業生の動向を気にしているところです。行政としても、人事的な動向等を見ていただいて、障がいのある方に不利益を起こさないような仕組みの検討をお願いしたいと思います。
宮田委員	以前、居宅介護支援事業所の仕事をしていた際に、介護保険に詳しいS先生と報酬体系についての議論をしたことがあります。S先生は、「ケアマネジャーはケアプラン1件の賃金に対して3分の1程度の仕事しかしていない。見合った賃金を得るためには、力量を3倍にしなければならない。」という力量差の話をされていました。それに対して、私が申し上げたのは、「そもそも賃金が低すぎるからその程度の仕事しかできない。力量を3倍にするためには、賃金を3倍にしないと十分な仕事ができない。」ということです。つまり、市場に委ねて賃金を決定するのではなく、まず国が「このレベルで実施します」と定めるべきだと思います。また、それに対して力量が追いつかない分については、研修等で補っていくということをきちんと国が取り組むべきではないでしょうか。 ぜひ熊本市としても、現場を見ていただいて、報酬が低いからやりたいことが出来ないという実情を国のほうに訴えていただきたいと思います。熊本市障がい者生活プランにおいても、相談支援が要であることが盛り込まれています。資料1の25ページの図にあるとおり、障がい者相談支援センターが真ん中に置かれて、障がい者自立支援協議会がそれを支えていくという構図が描いてありますので、相談支援が障がい者を支えるための制度の要であることを認識したうえで、国においても報酬算定をしてほしいと思います。
事務局	ご意見のとおり、現場で働く方々の賃金については、令和6年度の報酬改定を踏まえても満足いくものではないと考えております。障がい部門だけではなく、高齢の介護部門も同じような状況にありますので、両部門合わせて国への要求を引き続き行ってまいります。
相藤会長	その他に何かございませんか。

松村委員	人材不足の問題に対しては、障がい者サポーター制度を活用してはどうでしょうか。せっかく研修を受けていただいたサポーターの方々ですから、実際に障がいのある方や支援者と交わっていただき、どんな大変なことがあるのか、どのようなスキルが必要なのか、仕事としてのやりがいはいくらか、というようなことを体験できる機会を作っていただきたいと思います。報酬はどうしても国の方針が基本にありますので、熊本市独自で実行することは難しいと思いますが、障がい者サポーター制度は熊本市の取組ですから、「熊本市がこうやります。」と言えはるのではないのでしょうか。ぜひ、次年度から障がい者サポーターを福祉の世界に導くような仕組みをご検討いただけないでしょうか。
事務局	現在、障がい者サポーターの数は7千人から8千人くらいまで増えています。松村委員がおっしゃるとおり、受講者が増えてきた分、その方たちをどのように活用していくかというところは我々としても悩んでいる状況です。当初は、障がい者サポーターの方に住所やメールアドレス等の連絡先を登録していただいて、一人ひとりにイベントのお知らせなどを送っていました。しかし、これだけ数が多くなると管理も難しく、現在は方針を変えて、SNSを活用してワークショップやボランティアなどの情報を発信しているところです。ただ、現状として、ボランティア等の情報について上手く収集できていない面もございますので、ぜひ皆さんにもご協力をいただきながら、今後さらに効果的な情報発信ができるよう努めてまいりたいと考えております。
宮田委員	例えば、7千人の障がい者サポーターを70人とか100人とかに分けて、それに対応できる障がい福祉関係の事業所に拠点機能を持ってもらうのはどうでしょうか。その1つ1つを単位ネットワークとして、それらの全体的な結びつきは熊本市が把握・管理するというようなやり方ができると良いかもしれません。現在、人吉においてこのようなネットワークづくりを実施していますが、単位ネットワークがいくつか重なって地域的に広がると、必ず拠点機能が必要になります。それを熊本市が担うのは大変なので、拠点を担える既存の日中活動系の事業所等を探していくというような取組をこの1年間くらいでやってみてはいかがでしょうか。せっかく障がい者サポーターになってくださった7千人の方々を、福祉組織化していくにはどうするか、という観点から掘り下げていくと良いのではないかと思います。我々としても協力していきたいと思います。
相藤会長	先日の能登半島の地震において、ボランティアを希望する方がこんなにもいらっしゃるということを改めて実感しました。7千人もの障がい者サポーターの方々がいらっしゃるのであれば、事業所ごとにボランティアを募集して直接関わってもらうこともできると思います。そうすることで、ネットワ

	ークの構築や意識の向上につながるのではないかと思います。 他に何かございませんか。
古閑委員	熊本市としては、今後もグループホームの数を増やしていく方針だと思いますが、空きがあるグループホームはたくさんあります。当法人で運営するグループホームは空きがない状態ですので、ご相談に来られた方に対して他のグループホームを紹介すると、料金設定が高いために利用できないとおっしゃられることがあります。実際に、新しいグループホームのパンフレット等を拝見すると、非常に高い料金設定をされています。熊本市には、利用のしやすさという視点を踏まえてグループホームの事業所指定をお願いしたいと思います。
事務局	今年度、グループホームの数が増加している現状を踏まえて、グループホームを対象としたアンケートを実施し、課題の整理を行っているところです。現状として、グループホームの質をどう上げていくかという点と、情報の見える化をどう図っていくかという点が課題であると認識しております。来月にはグループホームの研修会を予定していますが、今後も定期的にこのような機会を設けて職員のスキルアップを図るとともに、事業所同士が情報共有することで、料金設定等の課題についても整理していきたいと考えております。ぜひ研修会にも参加していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
松村委員	今後、教育委員会や学校現場において熊本市障がい者生活プランの理念がしっかり落とし込まれていくように、ぜひ校長先生や特別支援教育に携わる先生方に対する周知に取り組んでいただきたいと思います。もちろん、通常学級の先生方や、PTAの保護者の方などにも伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
玉垣委員	先日、支援学校の保護者の方から、「配慮が得られないから地域のイベントやお祭りに参加しづらい。」という意見をいただきました。熊本市として、地域の自治会等への理解促進に取り組んでいただくことで、地域で暮らす障がいのある方も生活しやすくなるのではないかと思います。私たちも、小学校や支援学校に対して出前事業を行っているところですが、小学校と地域のつながりは強く感じるものの、支援学校については色々な地域から子ども達に通っており、生活の場と学びの場が違うことから、地域とつながることに難しさを感じています。ぜひ、教育現場も含めて、福祉ではないところに対する啓発に力を入れていただきたいと思います。
事務局	現在、市内に9か所ある障がい者相談支援センターに地域支援員を配置しています。その地域支援員が、それぞれの担当校区の自治会や学校、民生委員の方たちと連携しながら出前講座等を開催するなど、地域のネットワーク

	づくりに取り組んでいるところです。また、全ての学校ではありませんが、支援学校と近隣の小学校が連携している取組もあります。今後、そういった取組をさらに広げていくとともに、地域への理解啓発にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
相藤会長	（２）第７期熊本市障がい福祉計画・第３期熊本市障がい児福祉計画（最終案）について それでは次の議事に入ります。議事の２ 第７期熊本市障がい福祉計画・第３期熊本市障がい児福祉計画（最終案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料４の概要版をご覧ください。前回１１月の協議会からの変更点を中心に説明いたします。 まず、第３章の「令和８年度の成果目標」についてです。２ページの「３福祉施設から一般就労への移行等」という項目がありますが、今後、障がいの就労に力を入れていきたいという本市の考えに基づき、国が示している基本指針の数値よりも高めに目標値を設定しています。 続いて、５ページの第４章「障害福祉サービスの必要量の見込み」についてです。前回の協議会では、これまでの利用者数や直近の伸び率から数値を算定していましたが、総量規制に基づく県との調整や、現状を踏まえた今後の見通しを考慮して、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、児童発達支援、放課後等デイサービスの数値の見直しを行っております。具体的には資料６の新旧対照表をご確認ください。 最後に、パブリックコメントの結果と関係団体からのご意見に対する回答については、先ほどプランのところで説明をしましたので、省略します。
相藤会長	ただいまの説明に関して、ご質問はありますか。
堅島委員	学校を卒業して一般就労すると、なかなか職場での理解が得られず病んでしまう方もいます。やはり仕事にはスピード感も求められるため、そういったところが大変なのかなと感じます。理解のある方々や企業がもっと増えてくださると有難いです。
相藤会長	ありがとうございます。提案ですが、学生たちが職場を見学するツアーのようなものがあると、学生にとっても企業にとっても理解が広がるのではないかと思います。
作田委員	就労支援においては、これまで障がいのあるご本人を支援することが重要視されていましたが、今はご本人を支援すると同時に、事業主への支援も重要だと言われています。我々も就労支援をする中で、職場見学や実習に同行する機会がありますが、実際に現場を見ることで気づくこともたくさんあります。先ほど相藤会長がおっしゃられたツアーもそうですが、このような機

	会とはご本人や家族にとってとても大切だと思いますので、我々としても積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。また、事業主側からも、「どのように障がい者と向き合えば良いのか分からない。」「どのように雇用すれば良いのか分からない。」という相談を多く受けます。事業主側への支援についても、今後、熊本市と協力しながら強化していきたいと思っています。
山野委員	特に精神障がいの方の就労については、一緒に働いている人たちとの人間関係等の理由により、定着がうまくいかないケースが多いように感じます。あるいは、事業主側は理解しているけれども、そこで働いている支援者の入れ替わりが激しく、トラブルに繋がるようケースもあると聞きます。今回、国の指針よりも高い1.69倍という目標値の設定をされていますが、例えば熊本市において、障がいに対する理解のある特定の企業があり、その企業における雇用の目途が立っているなどの現状があるのでしょうか。
事務局	就職自体はできても、長く働くことができないケースが多いというお話はたくさん聞いております。現在、支援機関と連携して、就労支援における様々な課題の抽出を行い、今後どのような対策が必要なのかというところの洗い出しを行っている状況です。数値目標については、「理解のある企業がこれだけあるから」ということではなく、今後、熊本市として障がいのある方の一般就労、そして就労後の定着支援について力を入れて取り組んでいくという意志を込めた数値として捉えていただければと思います。
山野委員	熊本市も広いので、地域に偏りがないよう市全体として障がいのある方が安心して就労できるような環境づくりを目指していただきたいと思います。また、事業所側も一緒に考えていく必要があると思いますので、私自身も講師として事業所に行った際には啓発していきたいと思っています。
山田委員	最近、理解のある企業は増えているように感じます。熊本市障がい者自立支援協議会就労部会で毎年開催している就労フェアにおいて、障がい者雇用に取り組むある企業を招きお話を聞いたところ、とても手厚い支援に取り組まれていました。このような企業がどんどん増えてほしいと願うとともに、頑張っている企業のことをもっと知っていただきたいと強く感じたところです。 また、障がいのある方が一般就労する際には、労働機関や障害福祉サービス等の様々な支援ルートがありますが、支援が必要な方に、支援が必要なタイミングで、支援を届けることがなかなか難しいと感じます。仕事のミスマッチや定着支援をどれだけ手厚くするかというところに対しても、人材不足や質の問題等の懸念があります。私はいつも「支援＝質×量」だと考えていますが、人間のマンパワーにも限界があるので、ICT等を活用するなど工夫していかなければならないと思っています。「官」、「民」、そして「教育」と

	というような様々な人たちが連携できる機会が増えるよう、私自身も協力していきたいと思っております。
相藤会長	障がいのある方の一般就労というのは、長い間議論されている内容です。障がいにも様々な特性がありますので、特性を理解していくところから取り組んでいく必要があるかと思います。 植田委員から何かご意見等ございませんか。
植田委員	先ほど宮田委員がおっしゃられた障がい者サポーターの活用というのはとても良い考えだと思いました。障がい者サポーターたちが福祉職に結びつかない原因として、資格の壁と仕事のイメージがつかないことが挙げられると思います。どんな利用者がいるのかということも、気になる点なのではないでしょうか。当法人では当事者からの話をすることもできるので、研修への協力もできます。また、熊本県のヘルパー研修のようなものを熊本市もできれば、資格に対するハードルも下がるのではないかと思います。
相藤会長	ありがとうございます。多門委員はいかがでしょう。
多門委員	私たち連合会は、老人会となっております。就職というイメージがありません。また、先ほどから意見が出ている知的障がいとか精神障がいとかではないため、それなりに能力があればそれぞれが就職していますし、就職できない場合にはインターネットを使って自分で起業しています。自分で生活できるほどの収入はないと思いますが、そういうことをやっておりますので特に就職について色々やってほしいという要望はありません。それほど時代が30年間進んでいるということです。30年前であればもう少し就職したい場所があったと思いますが、もうインターネットで卓上型のノートパソコンがあるように、こういう時代がもう来ているのです。肢体障がい者については、です。だから、今、皆さんが議論されているような内容は私の耳には入ってきません。A型やB型というのはやっぱり独り立ちができない人が利用するのであって、私たちの場合はそういうわけではありません。熊本市役所においても法定雇用率を達成していますが、その中に知的障がい者や精神障がい者が雇われているかといったら、おそらく正職員としては雇われていないと思います。でも肢体障がい者は何人もおられます。それほど私たちは困っていないのです。
相藤会長	ありがとうございます。村上委員はいかがでしょう。
村上委員	精神障がいのある方にとって就労支援というのは、とても悩ましい問題です。ご家族の大半は、ご本人さんに就職をしてほしいと思っています。ご家族の心情ですのでやむを得ないと思いますが、それが必ずしもご本人の意向に沿っているわけではありません。また、理解のある企業が増えて受け入れてくださるのが理想ではありますが、なかなか難しいと思います。就労継続

	支援 B 型事業所で経験を積んで就労継続支援 A 型事業所へ行き、うまくいけば一般就労を目指していくというのが現状です。そのため、我々としては、特に就労継続支援 B 型事業所に対する人材と経済的な支援をお願いしたいと考えています。熊本では企業誘致の効果もあると聞いておりますので、そういった部分を少しでも当てていただき、作業所で働く方々の賃金や工賃が上がっていくことが一番の願いです。
相藤会長	ありがとうございます。高田委員はいかがでしょう。
高田委員	今年度から参加させていただき勉強中ですので、また改めて発言させていただきたいと思います。
相藤会長	ありがとうございます。古城委員はいかがでしょう。
古城委員	私たちの仕事上、障がいがあるのに支援を受けられずトラブルを抱えてしまった方を、障害福祉サービス等の支援につなげるところまでで完結してしまうので、その先のことはあまり把握できていません。相談に来られる方の中には、障がいの自覚がない方もいて、トラブルを抱えた状況が親御さんからお子さんまでずっと続いていることもあります。そのような方々は、既に一般就労をされている中でトラブルを抱えてきているので、就労継続支援 B 型事業所や就労継続支援 A 型事業所で支援を受けてまた一般就労へ行く道というものが、現実的に見えづらい気がしました。
相藤会長	皆さん多様なご意見をありがとうございました。一般就労することだけが障がいのある方にとって幸せなのかというところは、一概には言えないと思います。福祉的就労でもやりがいをもって働いていらっしゃる方もいますし、働かないという選択肢も大切だと思います。障がいのある方が希望をもって生活していけるように、少しでも良い方向に行くような支援のあり方を行政と委員の皆さんで考えていけたらと思います。
山野委員	8月の協議会で少し発言させていただきましたが、川崎市や神戸市、そして東京都の港区においては、精神障がいのある方に対していわゆる超短時間労働というものを試行的に実施して成功した事案があります。それぞれの市のホームページにも載っていますので、ぜひご確認いただければと思います。
相藤会長	それでは本日の議事が終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。
進行	3 閉会